

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回美幌町自治推進委員会
開 催 日 時	平成25年9月18日(水) 18時30分 開会 19時40分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ 会議室1
出 席 者 氏 名	委員 菅野委員、早田委員、西島委員、平田委員、清野委員、稲垣委員、 宮田委員、大野委員、井上委員、元木委員 町 土谷町長、染谷副町長、平井総務部長、小西まちづくり主幹、 後藤政策担当主査、野沢政策担当、小澤政策担当
欠 席 者 氏 名	
事務局職員職氏名	後藤政策担当主査、野沢政策担当、小澤政策担当
議 題	1 提言内容に対する意見交換 2 住民満足度調査について 3 法令遵守推進条例について
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	
会 議 資 料 の 名 称	1 提言書(写) 2 美幌町住民満足度調査2013(案) 3 法令遵守の推進に関する条例(案)について
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した全部記録
	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
会長	<p>挨拶</p> <p>只今から今年度2回目の自治推進委員会を始めさせていただきます。</p> <p>私ども委員も明日19日で終わりということになりますので、そういったことに向けて提言書をまとめましたので本日、町長にお渡しをするという委員会になろうかと思えます。もちろんその他議題についてもご意見をいただくことになりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>町長へ提言書の提出</p> <p>美幌町自治基本条例も平成23年4月1日に施行されまして、本当に早いもので2年半を過ぎたという状況でございます。私ども自治推進委員会としても2年間審議を続けさせてもらいました。その集約といたしましてこれまでの各委員の意見、更には改めて各委員から意見をいただきまして、それをまとめて自治基本条例第49条第3項の規定に基づき提言書という形でお渡しをしたいと思えますのでどうかよろしくお願いしたいと思います。</p>
町長	<p>挨拶</p> <p>菅野会長から非常に重たい提言書をいただきました。6項目にわたる提言書であります。この後、提言書に対する意見交換ができるということでもありますので詳しくはそちらの方でまたご意見をいただきたいと思えます。</p> <p>当委員会は2年間の任期が明日で終了するという事で、もとより既にご承知だと思えますが、この委員会については自治基本条例ができた後の時代にあった見直しであるとか、或いはより良い条例にしていくために様々なご意見をいただくということで、2年間ということに努めていただきました。心から感謝申し上げたいと思っております。</p> <p>実は今日も議会の会期中でありまして、暴力団の排除条例について自治基本条例との関係で論議されたわけでありまして。私ども自治基本条例は育てていく条例だと言っておりましたし、また、美幌にふさわしいものを作ることによってその進行状況を管理していただくとか、監視していただくという役目を皆さんに担っていただきました。その結果がこの提言書という形で具体化したのではないかと思っております。本当に感謝申し上げます。</p> <p>実は自治基本条例は平成19年から始まって約3年間の月日をかけて作り上げました。そしてその後またこういう形で関わっていただきまして感謝を申し上げます。</p> <p>あと、私の方から諮問して答申をいただいた中に住民投票条例がありますが、これも皆さんの力でまとめていただきました。全国に誇れる投票条例だと思っております。できればこの条例は使いたくはない</p>

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
<p>会長</p> <p>町長</p>	<p>のですけれども住民の人にとっては何かあればこれを使えるという大きな構えができたと思いますのでそういった意味で諮問に対する答申にも改めて感謝を申し上げたいとそうのように思います。</p> <p>私どもしっかりとアクションプランに基づく推進を果たしていきたいとそうのように思っております。</p> <p>本当に2年間ありがとうございました。</p> <p>議題 1</p> <p>議題に入っていきたいと思います。</p> <p>先ほどの提言書につきまして意見交換の時間を設けたいと思います。この提言書の中身はその他も含めて6項目ありますが、項目別ということではなく、6項目全体について、町長、副町長をはじめ各委員の方から意見を出していただきたいと思います。</p> <p>まず、町長いかがでしょうか。</p> <p>担当の者から事前に見させていただきました。</p> <p>順を追っていきますと、情報共有ということで、イラストや写真はまさにこのとおりだと思います。ビジュアルにうたえていくということは高齢化社会を向かえたということも含めて極めて効果的だということが分かりました。</p> <p>出前講座のときに担当がパワーポイントを使って説明することが非常に多くなってきました。言ってみれば手作りで自分の担当している事務を皆さんにお伝えするというのを自分の力で作り上げているという、これはある面、職員の能力がアップしたということで、今回提言をいただきましたが、文字をたくさん並べたら読む気にならないという例が非常に多いと思いますので、この後も引き続き情報共有のためのどうしたら伝わるか、そういうことに意を用いていきたいと思っております。</p> <p>もちろん色々な情報は分かってもらうために提供するわけですから自分勝手なことにならないように今後も進めていきたいと思っております。</p> <p>それと住民参加のことですが、長く考えるとやはり小学生時期、小さい時期から意識付けが必要ということで、子ども向けの出前講座のプログラムということはまったく予想も想像もしないということで、これについても十分検討していきたいと思っております。</p> <p>あと、パブリックコメントの手続のルールを作りましたが、なかなか町民の皆さんからご意見をいただけないということで、今まで以上に周知することも必要ですし、別な形での意見を求める方法も考えていかなければいけないのではないかと考えています。</p> <p>協働とコミュニティについては、書かれていることは、まさにそのとおりだと思っております。コミュニティの希薄化だとか無縁社会だとか都会を中心に言われておりますけど、我々はそういう社会では住めないと思っておりますので、様々な団体に説明会を含めてアプローチしていくといくことが重要だと思っております。その中で地域コミュニティの充実を図っていくことが重要だと思っております。そのことで</p>

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
<p>会長</p> <p>委員</p>	<p>住民の皆さんと力をどう合わせられるかということ、協働作業をどうできるかということをしっかり受け止めて取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>次に、行政運営ですが、個別計画と総合計画の整合性はもちろんそうだと思います。私自身としては、マニフェストと総合計画のダブルスタンダードと言いますか、そういった所に悩ましいところがありますが、いずれにしても総合計画は10年というスパンの中で、多くの住民の皆さんが関わった中での計画でありますのでしっかりとこちらの方も取組をしたいと思ひますし、マニフェストについても実現に向けて全力を尽くしていきたいと思ひます。</p> <p>財政状況の広報資料ですけれども、なかなか噛み砕いて説明するのは難しいですが、今年、予算と決算について美幌町の今年の仕事と美幌町の家計簿を作りました。初めての取組ですので、まだまだ改善する余地がありますので引き続きご意見をいただきたいと思ひております。</p> <p>条例の周知については、常日頃からやっていかなければならないと思ひております。</p> <p>職員研修、条文解釈運用、まさに自治基本条例は美幌町における憲法ということで、先ほども話しましたとおり暴力団排除の条例制定の中で色々論議させていただきました。基本的には自治基本条例は美幌町で持っている条例全てを横串を刺すように憲法という役割を持っていますので、それに合わせていかなければいけないという思いはあります。ただ、手作りのお祭りの実行委員会は22年の歴史を持っているわけで、暴力団排除の条例ができたから、さあそれに従えというのはなかなか22年の歴史があるわけですが、我々としては理解をいただきながらどうできるかということを実行委員会の皆さんと相談して、良い方向を見いだしていきたいと思ひます。いずれにしても暴力団を排除していくという部分では共通できるわけですから、引き続き自治基本条例に合うような形での進めを是非していきたいと考えております。</p> <p>内容を拝見しましたら、大変我々にとって重たい事項だと思いますが、やはり課題を乗り越えていかなければ目指すまちづくりはできないと思ひております。6項目について職員に周知して取り組んでいきたいと思ひます。ありがとうございました。</p> <p>各委員の皆さんのご意見はありませんか</p> <p>私も何度か出前講座を聴かせていただいております。本当に担当職員は一生懸命分かりやすい説明をしようと努力しているところは分かるのですが、未だまだ担当職員は一生懸命なんですが、全職員がそういう意識かということどうも温度差があるように正直思ひます。その部分は残念なところで、また、期待するところでもありますので、庁内の職員研修などを徹底して意識を改革してもらえたらありがたいと思ひます。</p> <p>役場に行っても、こんにちは何かありましたかと声をかけていただける職員とそうでない職員のギャップがあり、それぞれの性格によ</p>

<p>会長</p>	<p>て人と接することが苦手とかあると思うのですが、やはり自治基本条例が制定された意味を職員として意識していただきたいというのと、美幌町役場の職員ってとっても良い感じでどこの町の職員よりも美幌町役場の職員って素敵だねというふうに言われたいし、よそに行っても美幌町役場の職員はすばらしいと一町民として言いたいというがあるので、これからの期待を込めてそういうふうに思いました。</p> <p>出前講座、まち育新聞については、非常に良いことだと思います。住民周知という面から言っても。非常に良いのだけでも、私も何回か所属する自治会の総会の中でやってもらったりしていますけども、出前講座は非常に良いのだけでも、それをもっともっと町民の皆さんが活用するということが必要だと思います。</p> <p>井上委員から職員研修のことが出ていましたが、私もまったく同感です。職員の定数が減ってきている中で大変なのは分かるが美幌町という自治体運営をしっかりやっていくためにはこの自治基本条例を職員自体がもっともっと理解をしていただかないと困ると思います。私もこの町民会議の時点から参加させていただいていますが、自治基本条例を作るための町民会議が町民、町長、議員、職員、この4者が入ったこの町民会議というのは全国的に見るとないのではないかなと思えるぐらい少ないと思います。そういったことで出来上がったこの自治基本条例ですから職員自体が研修でその内容をしっかり理解して身につけてもらわなければ困ると思います。</p> <p>確かに自治基本条例の中でも町民なり、町長なり、議員なり責務を決めてありますけど、全てに職員が関わっていくわけですから、職員が研修を強化してもらって総体的に先頭に立ってもらわないと美幌町という自治体運営はうまくいかないのではないかなと私は思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>副町長</p>	<p>井上委員さんからもお話があったように接遇のことが問われているところであります。私たちは、お客様に対しての対応がまず基本中の基本ですので、ちょっとした挨拶がなかったとかその対応一つで全てが無になってしまいます。相手のお客さんにいやな思いをさせてしまうというところは、絶対に避けなければなりません。</p> <p>むしろ気持ち良く役場に来て、気持ち良くお帰り願うというのが、まずもって真っ先に成さねばならないことだと思っております。</p> <p>ところがなかなかプロとしての接遇が行き渡っていません。先日、講師を招いて研修を行ったのですがまだまだだという思いをしたところです。</p> <p>それを徹底してやることで、多くの職員がプロとしての接遇を身に付けることで、役場の体制、組織が大きく成長する一つの方法だと感じておりまして、徹底してこの研修を続けなければいけないという思いを持っております。</p> <p>これは自治基本条例を学ぶ以前の問題なので、本当にそのことは私どもも肝に銘じて、行政もそうですし、まちづくりも生き物だと、日々変化をするし油断をすれば停滞していくということで併せて自治基本条例の理解もさることながら人間としての基本のところを、しっかりやっていきたいと思っております。そういう意味では是非、委員さんには町民という立場で日々注文を付けていただきたいと思いますのでよろし</p>

<p>副会長</p>	<p>くお願いします。</p> <p>情報共有で、イラストや写真と言っていたのでうれしく思っています。フォトコンテストも今回2回目になりますが、いただいた写真は全てホームページとか、パワーポイントなどにも使えると思いますので、まず、入口までお客さんを引っ張るためにも身近な写真を利用していただいて一人でも多く入口付近まで地域住民の皆様をお誘いして、そこから大事な要件を伝えるような手法を取っていただきたいと思います。</p> <p>今も広報の方がうまい活用をされていますのでごくいいのかなと思います。</p> <p>地域住民はいい意味で行政のお客さんだと思っておりますし、そのお客さんが、一つのホテルを例えに出せば気持ちよく過ごしていただいてそういうような感じで自治基本条例を有効に使っていただければと思います。</p> <p>地域住民のためにこの自治基本条例が良い切り札になっていただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>確かに行政のレベルアップというのはもちろんですが、果たして行政のレベルが上がることによって一般町民のレベルが上がるのかと考えます。</p> <p>確かに行政レベルが上がるのはもちろんなんですが、もう一つは町民のレベルが上がらなければ、逆に町民のレベルが上がることによって色々な意見を行政に出せると思いますが、それを行政がどう把握してくれるのかというのも一つだと思います。その町民のレベルをどう上げるかというのは、出前講座などを使って、皆さんに把握してもらおう。それによって色々なことがあると分ったら、行政に意見を言うこともできる。行政のレベルが上がって行政の方がこういうものありますよというのももちろん一つだと思いますが、もう一つは一般町民のレベルを上げることによってもう一つ行政の方もレベルが上がるのではないかと思います。</p> <p>ニワトリと卵ではないですが、どっちが先かではないですが、両方一緒にいった方が良いのではないかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>私もまさしく大野さんがおっしゃったことについて理解できます。</p> <p>私が今回提言で書かせていただきましたことはまさしくその辺もありまして、町民主体のまちづくりと言われながら今まで主体はどこにあったんだろうと。役場に任せていけば安心だという時代は古い考えというか私の親の世代の話であって、人任せでまちが進んでいくことでは決してないということです。そのためにこの自治基本条例が策定されて推進されていくのだろうというふうに強く思っております。</p> <p>私は、この委員会に公募で応募した人間ですが、それまで十数年行革委員の方でずっとおりましたけれど、ここに来た大きな理由は、行革は、もちろん町の運営の根幹を成す部分で、また大事な部分でもあるのですが、町の運営の中のひとつの部分であるのです。それで、自治基本条例のことを聞いたとき、もっともっと幅広く美幌町のことを見たり聞いたり考えたりできる場なんだと思って委員に応募した経緯がありまして、まだまだ勉強不足で足りないなと思いつつも、改めて</p>

<p>委員</p>	<p>ここで提言書で言わせていただいたことは、我々ここにいる委員10人がもっともっと理解して勉強して周りの友人、知人、家族にきちんと発信していくことが大事なのだろうと痛切に思っております。</p> <p>報酬をもらうからとかもらわないからとかではないのですが、やはりこの数時間で頂く対価の分をきちんと発信していかないと、この数時間で多分5、6万円のお金が発生していると思うのですが、やはり活かすも殺すも我々の行動によるのだろうなど、その辺の責務が問われているのだろうなど。それで新年度また委員さんも変わりますが、その中で新しい発信をしていってもらえれば良いなと痛切に思っております。</p> <p>情報共有のところでは書かせてもらいましたが、出前講座は私どもの活動の中に入れていますが、出前講座は動きの中で入れやすいですし、知識を得るということでただ皆さんがぱっぱと入れているような気がしました。自分たちが自治基本条例の中でどの位置付けにいるのかというのが分からないでただ出前講座を受けているということが結構多いかなと思ったのでここに書かせていただきました。</p> <p>それから町民参加ですけれどもボランティアの心を持った人を一人でも多く作ることによって、全員がというのはなかなか大変なことです。皆さんボランティアで一生懸命やっていますが、より一層ボランティアで町民が頑張っていかなければまちづくりは成り立たないと思います。そのためにボランティアに参加しないような人たちを一人でも多く取り込んで裾野を広げていくのが一番良いのかなと思っています。</p> <p>そして、ボランティアの方が増えたときに行政としての方向性というのを示していただく。いつも言っていますが、長くボランティアに関わってみて感じることでありますが、行政は部署がぐるぐる変わります。早い人は結構早く変わっていきます。そうするとなかなか中身を知らない中で、事業をこなすときに方向性が見えてこないでそのまま終わってしまう方もいらっしゃいますので、我々の方が知っていて行政が知らないということもあります。お互い共有しながら行く分にはいいのですが、共有にならないで、一方的に行政の方が全然分かっていないのであれば、新しい活動に関わる人たちがいたら本当に困るのかなと思います。ですから職員は、町の中ばっかりの勉強会をしていてもなかなか分からないので広く外を見る機会をもって欲しいと思います。</p> <p>私も町に育てていただきまして長い間色々なところに行かせていただき、また自分のお金で行ってきたことで得るものもあり、人を知ることができました。そういうことで職員も行ける研修には是非行っていただいて自分の町とどうなのかというのを一生懸命勉強していただきたい。町長にもお願いしたいのですが、職員を外に出して育てていただきながら町民も育てていくのが一番良いのかなと思います。</p>
<p>町長</p>	<p>実は自治基本条例ができる前のことですが、1期目の公約の中に車座トークを提案させていただきました。これは行政側から町長を筆頭に住民の皆さんのところへ出向かないといけないとの思いからでして、どんと構えてさあ来てくださいということでは、まちづくりはなかなか難しいなという思いで、まずは町長を先頭に住民の皆さんとの</p>

副町長

距離を縮めていこうということで提案させていただきました。

その後、サポーター制度を作らせていただきました。これについては制度的に機能していないということもあるので総務部長とも話して変えていこうということで進めています。これも地域の皆さんと寄り添っていこうという思いでやったわけです。

その後、自治基本条例ができて、まち育講座、まち育出前講座ということで、これもやはり協働にとっては欠かせない、行政がどんと机に座って、さあ、いろんなことを言ってきてくださいと言ったってなかなか住民の皆さんの理解も得られないし、そういう面では非常に今回の自治基本条例に基づく情報の共有、そしてその手法として出前講座というのは極めて良い結果が出ているのだろうと私は判断しておりますので、引き続き職員の能力アップを含めて町民の皆さんに分かりやすく町政の課題であるとか現状であるとかこれからの方向性だとかそういったことを町民の皆さんに示してお互い情報を共有して、一緒の目線でまちづくりを考えていければ良いと思います。

協働と言うとなかなか重苦しい雰囲気がありますが、美幌は他の町にも増してボランティア活動が素晴らしいです。職員が皆さんに遅れを取らないようにやっていかなければいけないと思っていますので、これについても頑張っていきたいと思っています。

それと会議の仕方についても変えていこうと思っています。職員が少なくなってきた業務量が増えてきているのに資料を膨大に作って皆さんにお渡ししています。資料はなるべく少なくしてワンペーパー位にして会議時間も短くして充実した会議のあり方を検討しようという取組もしています。

とりわけボランティアの皆さんの活動はこういう夜が多いので主婦の皆さん含めて女性の皆さんは大変だと思いますし、お勤めしている方も大変だと思いますので、なるべく短い時間に集中的にできる工夫をしていきますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

先ほどの話になりますが、我々職員は町民の皆さんによって磨かれていくという、要素がありますし、先ほど大野さんが言われておりましたがお互いに磨き合うというか、そのためには言いたいことを言い合える信頼関係がないと絶対ダメで、ときには我々も耳の痛いことも言いますし、逆に町民の方もどんどん耳の痛いことを言っていただいて、その中でお互いの信頼関係によって成り立っていくようなことが生まれてくれば良いと思います。私も役場生活が長いですが、間違いなく仕事を通じておしかりを受けたり激励を受けたりそういう経験で育ってきていると思います。その延長が議会でもあるのですけれども。そういう相乗効果は絶対必要だと思います。もう一つは行政がリードするというのは時代や背景によって、ときには町民の方がリードして、私たちがそれに引きずられて付いていったですとか、これは今でもそうですし、昔もそういうことが色々あったと思います。

男女共同参画の問題は、まさに私たちがお尻をたたかれながら行ったというのと、ふるさと祭りの話もありましたが、これも行政が主導したのではなくて暴力団追放に立ち上がった町民の組織、そして行政側、そして警察組織、この3者が一体となって立ち上がったものです。当時、暴力団を排除してお祭りをやろうと言ったとき、風情がなくなるから露天商の祭りはなくさない方が良いのではないかという声が半

町長	<p>分以上ありました。ところが、3者が一体となって行った結果どうなったかという、22年も続いて中身もずっと良くなったという、まさに町民の力そのものだと思いますし、そういう中で行政側だけでもダメですし、もちろん町民だけでもダメです。色々な力が相まって、そのためには言いたいことが言い合える関係が必ず必要だと今までの経験を通じて間違いなくそういうことが言えると思います。</p> <p>最後に、菅野さん、宮田さん、西島さん、元木さんが、明日で任期切れとなるということで、うち3名の方は自治基本条例を作るときから委員になっていただきました。そういう面では我々と一緒に闘ってきた戦友だと思っていますので御苦労も非常に多かったと思います。特に菅野会長には住民説明会の矢面に立っていただいたり、起草委員もやっていただきました。宮田さんも同じようにやっていただきました。そういう面では委員を降りられるということでもありますけども、自治基本条例は育てる条例と言われておりますので、引き続き何かありましたら、ご意見を賜りたいと思います。</p> <p>結びになりましたが、4名の委員の皆様に対しまして大変御苦労さまでしたということで、お礼を申し上げまして退席したいと思います。ありがとうございました。</p>
会長	<p>議題2</p> <p>次に議題の2に入りたいと思います。 住民満足度調査について事務局の方で説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事前にお配りしております美幌町住民満足度調査2013（案）を見ていただきたいと思います。</p> <p>第1回の委員会の中で簡単に触れておりますが、この調査を実施したいということで進めてきております。現在案ということですが、8割方この形でいきたいと考えております。</p> <p>提言書にもありましたが、イラストなども入れて作成しております。</p> <p>時間的に10分から15分位でできるアンケートとなっておりますので、9月末を目処に発送したいと考えておりますので、是非一度やっていただいて分かりづらい項目などご意見がありましたらご連絡をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>選択は、何故6段階なのか。</p>
事務局	<p>5段階にして3を付けることも考えたのですが、可能な限りどちらかを選択して欲しいという思いからで、最終的には相対分布図に振り分けるため、3があると分布図のライン上に乗ってしまうという理由で6段階にしました。</p>
副委員長	<p>町のホームページの入力ホームからも可能となっているが入力して送信したら届くというものですか。</p>

事務局	<p>はい、そうです。</p> <p>18歳以上の2,000人を対象に年齢の比率に応じた無作為抽出を行って、発送する予定です。町のホームページから入力する人は、それ以外の人も答えられるようにするというので、広く多くの人からご意見をいただきたいということでそういう形を取っています。それほど利用はないのかとは思いますが、そういった形も取りたいと考えております。</p>
委員	<p>ホームページから入力できるということは、調査票が届かない人もできるということですか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。調査票が届かなかった方にも回答していただきたいということです。</p>
委員	<p>町外の人もできるのですか。</p>
事務局	<p>原則、町民ですが、提出した方が町内の方か町外の方かは分かりません。</p> <p>議題3</p>
会長	<p>次に議題の3番目に入らせていただきます。</p> <p>法令遵守推進条例（案）について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>アクションプランで掲げていたもので進められていなかった部分です。24年度の実施結果の中で、25年度中に策定するというので目標を掲げています。今回素案ですけれども、これから論点を整理して進めていきたいと考えており、3月の議会に提案できればと考えております。</p> <p>担当の野沢から説明いたします。</p>
事務局	<p>考え方につきましては、資料内の1番に記載しているとおり、今まで平成23年度第5回の自治推進委員会でご議論いただいたこと、また、アクションプランに掲げていることを受けて、自治基本条例に定めています法令遵守の趣旨を具体化する条例として今回提案させていただいております。</p> <p>条例の骨子につきましては、2番で目次のような形で掲げております。そしてこの条文で作っています制度については、3番のイラストで簡単にご説明させていただいております。</p> <p>上半分の方の図ですが、まず台形のところにあります法律による行政の原理という、これは原理原則です。こういう原則が行政にはありまして、民主的な議会の制定した法律や条例によって行政活動をコントロールするという理念のもとに、行政は法令を守らなければならないという法令遵守というのが要請されます。そしてこの法令遵守という要請を具体的に手段として3つの制度がありまして、それが、公益通報制度であり、倫理原則であり、不当要求に対する対策という</p>

	<p>ことで、この条例案に具体的な制度を定めております。そしてこれらの手段を用いて目指すべきところといいますのは、町民の信託に応える町政ということで、自治基本条例にも掲げられています町民の皆様からの信託に応える町政というものを目指しております。</p> <p>特に3本の手段として掲げているもののうち、条例では大きく、公益通報制度と不当要求制度というものに対して具体的な規定を置いているのですが、公益通報制度は一言で言いますと内部告発というようなものです。役場の中であってはならないのですが、行政内部の違法行為に対してそれを告発する手続を定める制度でして、内部職員が法令遵守監察員というところに通報となっていますが、この監察員は行政の外側の存在です。何故こういう外側の人に通報する制度にしているかと言いますと、内部の違法について内部の人に通報するとしますとそこで揉み消しが起こるという可能性があるということです。外部委員を設けまして、そこに直接通報できるようなシステムにしております。通報には2つのパターンがありまして、(2)が例外で非常にレアなケースに限っては報道機関に直接通報できるというシステムを採っております。そして(3)は外部委員である監察員が通報を受けた後の実際にその違法行為が行われているかどうかの事実を調査していくことが掲げられています。そして、その調査の後、(4)で調査に基づいて結果の報告、そして、もし違法行為が行われている場合に町長等に対して是正の勧告をしていくということになります。仮にこの勧告をしたにもかかわらず町長等において是正措置が取られない場合には最終手段ということで、監察員から直接報道機関に通報することができるようなシステムを採っておりますのでこれで是正勧告がされたにもかかわらず何も措置がされないということがないような制度を採らせていただいています。これが、公益通報制度の今回の条例案の大まかなところですよ。</p> <p>もう一方の不当要求行為ですが、行政に対して不当な要求、私だけひいきしてくださいとか、窓口に来て暴行脅迫を用いて自らの要求を通そうとするその対策の制度です。まず前提として、町民参加としての適法な要望、提案などに対しては、むしろ行政は真摯に誠実に耳を傾けなければならないという原則を掲げています。他方で、社会通念上認められないような内容、手段、態様の要望や要求に対しては、不当要求行為として組織的に毅然と対応していく、そういう不当な要求に対して逆に役場が折れてしまって違法行為をすることのないよう、その歯止めとなるようなものを定めております。これが制度の概略となります。</p> <p>事務局長 今後、論点整理の部分で一番大きいところですが、法令遵守監察員を誰とするかということです。先進地では弁護士にしているところもありますが、美幌町には弁護士はおりませんので、もし弁護士にするとなれば、北見市の弁護士にお願いするというようなこととなります。この部分が一番大きいのかと思います。</p> <p>委員 要綱で定めているところは、通報先を内部にしているところが多いのですが、それでは本当に使える制度にならないと思われまして、これから煮詰めていかなければならないところです。</p> <p>委員 今までは、どういうふうに対応していたのか。</p>
--	--

事務局	現在の運用上は、総務グループの職員担当が窓口ということで取り決めておりました。
委員	不当要求の事例としては、どういうことがあるのか。
事務局	暴力的行為も過去にありますし、暴言もあります。それと立場を利用した口利きというの也有ります。 不当要求対策については、現在、規程を設けておきまして、実際に委員会を設けて、案件があった場合はその委員会の中でどう処理するかを定めていたのですが、これを今回公益通報と不当要求、それと倫理の部分の全体を含めて職員は法令を遵守していくということですから、一本化した方がより意識付けができるということで進めています。
委員	監察員というのは複数人ですか。
事務局	2、3名です。
委員	弁護士に頼むということは、後々法的な問題などが発生したときにそれも含めて対処してもらおうためということですか。
事務局	調査をしたり報告書などの作成もありますので、ある程度の知識がないとできないと思います。
委員	監察員は何かあったときに依頼すると思いますが、何もなくても1年でいくらかということになるのですか。
事務局	契約の仕方によります。 美幌町は顧問弁護士を付けていません。訴訟などが多いところは顧問弁護士を年間安いところで4、50万、高いところで100万円近く払っています。
委員	顧問弁護士を持っていないということは、医療事故などがあった場合はどうするのですか。
事務局	北海道町村会で顧問弁護士を抱えておきまして、何かあった場合は町村会の弁護士に相談するということとしています。
委員	監察員も2名なり3名となると1名を弁護士として、他を美幌町に在住する警察官のOBですとか、過去に法務的に関わった自衛官のOBだとかそういう人に一義的に報告していただいて、その人が弁護士に相談して、基本料金を下げてことが発生したときに代金を払うとかという制度とかも考えられますよね。 基本料が高ければ最後まで面倒を見てくれるでしょうけど、こういうことはあまり起きない方がよいことですよ。 こういう制度があれば町職員さんとしても今までとは変わってくるだろうし、こういう制度があるというのが町民に分かれれば不当要求などは減るだろうし。この制度ができれば多少は変わってくると思いま

事務局	<p>す。</p> <p>法令遵守監察員につきましては、何パターンか考えていかなければいけない部分となります。コストをかけずに制度が担保されるような方向で考えていきます。</p>
事務局	<p>弁護士ですが、一般的な民事ですと高いというイメージがありますが、行政事件ですとかなり格安で引き受けている弁護士もいます。また、弁護士の数が増えていまして弁護士間で競争も激しくなっていますので、案外低額で契約できる可能性もあります。今後、美幌町にある伝手などもたぐりつつ一番いい形の契約を結んでいけたらと考えています。</p>
委員	<p>司法試験に受かって弁護士事務所を開けない弁護士さんは日本全国に一杯いるわけだから、職員として採用して弁護士業務と一緒にやらせればいいのではないのでしょうか。</p>
副町長	<p>そういう人がいればそれに越したことはないのですが、なかなか難しいと思われれます。</p>
会長	<p>「町長等」となっているが、「等」の中身は。</p>
事務局	<p>町の執行機関、つまり、町長や教育委員会などの独立行政委員会になります。そして、これらの機関に対し、報告や是正勧告をしていくという形になっています。</p>
会長	<p>例えば多治見市などは議会議長となっているが。</p>
事務局	<p>多治見市の場合は、この監察員が議会の下に置かれる制度となっていますので、雇われ主の議会に報告をするというような形を取っています。</p> <p>今回、美幌がモデルとさせていただいたのは明石市でして、明石市ですと町長との契約の下に成される監察員という形の契約方法でして、その方法を採らせていただいているので、直接町長にも報告するのですが、それ以外にも公益通報に関係する部署に直接直して欲しいこともありますので、その部署に、例えば教育委員会に不正があれば町長に報告するだけではなくて教育委員会にもこういう違法があるのですよ、直してくださいと報告、勧告をするというような仕組みを現在の案では取らせていただいております。</p>
会長	<p>今後、議論していくこととなりますが、アクションプランにあるように来年3月に提案できるように進めていただきたいと思います。</p> <p>その他ですが何かありませんか。</p> <p>それではこれで第2回自治推進委員会を終了させていただきます。長い間ありがとうございました。</p>